

広島県告示第九百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和七年十一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------------------|------------------|-----------|
| ひろ薬局 | 三原市城町一丁目五一三 | 令和七年一一月一日 |
| 東広島てつしー デンタルクリニツク | 東広島市西条町御園宇八五二四一七 | 令和七年一一月一日 |
| 在宅看護総合ステーション カピリナ西条 | 東広島市西条東北町一一番三六号 | 令和七年一一月一日 |
| 訪問看護ステーション 森のくまさん府中 | 安芸郡府中町八幡一丁目一六一五 | 令和七年一一月一日 |
| 好中歯科医院 | 豊田郡大崎上島町中野一七三七一 | 令和七年九月二一日 |